

○静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則

令和 7 年 3 月 24 日

規則第12号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）及び静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 7 年静岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第 3 条 法第 7 条第 1 項（法第24条第 2 項又は第43条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 1 号）とする。

(住民への周知の措置を講じたことを証する書類)

第 4 条 省令第 7 条第 1 項第11号又は第 2 項第 9 号の書類は、住民周知措置実施報告書（様式第 2 号）とする。

(工事の安全性を確かめるために必要な書類)

第 5 条 省令第 7 条第 1 項第12号又は第63条第 1 項第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をしようとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 盛土又は切土をしようとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 防災計画平面図
- (5) 防災施設構造図
- (6) 防災施設構造計算書
- (7) 排水施設流量計算書
- (8) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(10) 信用に関する申告書（様式第3号）

(11) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第4号）

(12) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 土石の堆積を行おうとする土地の登記事項証明書及び公図の写し

(2) 土石の堆積を行おうとする土地の求積図

(3) 工程表

(4) 排水施設流量計算書

(5) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

(6) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(7) 信用に関する申告書（様式第3号）

(8) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第4号）

(9) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(技術的基準の特例)

第6条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める災害の防止上支障がないと認められる土地において政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えることができる他の措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 石積み工

(2) 編^し柵工、筋工又は積苗工

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める工法

2 政令第20条第2項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める強化し、又は付加する技術的基準は、別表のとおりとする。

（軽微な変更の届出）

第7条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第5号）により行うものとする。

（完了検査申請書等の添付書類）

第8条 法第17条第1項の規定による申請は、省令第40条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

2 法第17条第4項の規定による申請は、省令第43条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

3 法第36条第1項の規定による申請は、省令第70条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

4 法第36条第4項の規定による申請は、省令第73条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

（中間検査申請書の添付書類）

第9条 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第18条第1項の規定による申請は、省令第46条の中間検査申請書及び平面図に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に相当する書類

(2) 第5条第1項第3号及び第7号に掲げる書類に相当する書類

2 法第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る法第37条第1項の規定による申請は、省令第76条の中間検査申請書及び平面図に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に相当する書類

(2) 第5条第1項第3号及び第7号に掲げる書類に相当する書類

（定期の報告）

第10条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のものに限る。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。